

仕 様 書

第1 委託件名

平成29年度 報奨旅行等誘致・開催支援メニューの開発業務委託

第2 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年1月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第4 委託目的

企業系会議や企業の報奨・研修旅行（以下、「報奨旅行等」という。）の誘致競争を優位に進めていくため、主催者や開催地決定に影響力を持つミーティングプランナー等が、東京での報奨旅行等を開催する上で魅力を感じるような、東京ならではのプログラムを開発し、メニュー化する。

第5 委託内容

1 事業計画

受託者は、事業実施に先立ち、契約後速やかに資金計画を含む事業計画書を作成すること。作成にあたっては、財団と綿密な協議をすること。

2 メニュー開発の企画・実施

受託者は、第4で掲げた目的を鑑み、最適なメニュー開発を企画し実施すること。
メニュー開発にあたっては、以下の点について留意すること。

ア) 開発されるメニューは、海外のミーティングプランナーにとって、日本（東京）での報奨旅行等を開催する上で魅力的なものであり、かつ海外の競合都市と比較して競争力があること。

イ) メニュー開発の企画には以下の手法を盛り込むこと。

- ・報奨旅行等の企画・立案等に精通した海外のミーティングプランナーを欧米、東南アジア、東アジア（中国、台湾、香港等）各地域より1名（計3名程度）3泊4日のスケジュールにて招聘し、7件程度のプログラムを体験、評価させること。

※実施時期は8月上旬を予定。実際の招聘時期については財団と協議すること。

- ・海外からの報奨旅行等を多く取り扱う国内DMC等に上記と同じプログラムを体験・評価させること。
- ・行程中の被招聘者、国内DMC等を取り纏めるファシリテーター（英語対応）を手配すること。同行中は行程管理も行い、緊急時はその対応等にあたること。

と。

- ・評価結果を分析し、上記プログラムに改善を加えること。また、改善における方法及び内容を明確に示すこと。
 - ・上記プログラムは、日本（東京）への報奨旅行等誘致促進に結びつくよう、特別感のあるプログラム内容となるように工夫すること。
- ウ) 被招聘者の居住地域、人数、選定理由及び報奨旅行等の取扱い実績等詳細に示すこと。日本（東京）にて開催実績がある場合はその旨明記すること。
- エ) 上記イ) でミーティングプランナー及び国内DMC等に体験させるプログラムの選定等にあたっては、財団と協議の上プログラムの提供先と綿密な打ち合わせをすること。
- オ) メニューは、このような形で提供するという最終イメージを具体的に例示すること。
- カ) 体験、評価させるプログラムは、7件程度のプログラムを検討し、以下の中から新たに開発するものを3分野5件程度、平成26年に開発した既存メニューで改善が必要なものを2件程度選定し、その理由を付すこと。また、最終的に作成する新規メニューは上記のうち3分野3件程度を抽出し、その理由を付すこと。
- ・開発分野の選定にあたっては、海外の主催者やミーティングプランナーから得た助言等を踏まえ、海外の競合都市と比較して不足している分野や、最新のトレンドを反映させると共に、周遊型の報奨旅行のニーズを捉えた国内他都市で提供されるメニューとの差別化に配慮すること。
 - ・新たに開発するメニューは財団の既存のメニューとの差別化を図ること。
- a 社会貢献
b 自然を活かしたプログラム
c エンターテイメント
d 食・文化を活かしたプログラム
e 産業と連携したプログラム
f 参加者的一体感を醸成する東京ならではのチームビルディングプログラム
g 舟運
h アミューズメント・ショッピング
i スポーツ
j その他

【平成26年度開発した既存メニュー一覧】

カテゴリー	内容
食	<ul style="list-style-type: none">・和菓子作りと茶道体験・寿司作り体験
文化	<ul style="list-style-type: none">・生け花デモンストレーション・書道体験と書道家によるパフォーマンス

	・歌舞伎レクチャー
スポーツ	・侍トレーニング ・相撲イベント
チームビルディング	・チームクッキング ・太鼓レッスン
産業	・産業施設見学レクチャー

キ) 報告書を以下の構成にて作成すること。

- ・企画・開発のプロセス
- ・実施内容
- ・体験・評価結果の和訳、集計、分析
- ・既存プログラム2件程度の選定理由と改善内容
- ・開発した3分野3件程度の内容と選定理由
- ・本業務で開発したメニューを報奨旅行等のプロモーション用として使用する際の紹介文案（日本語及び英語）

3 指導・体験に伴う旅行手配等

ア) 航空券の手配

- ・被招聘者が利用する航空便を手配すること。
- ・燃油サーチャージ及び諸税に係る費用を含めること。

※航空券については、直行便かつエコノミークラスを原則とする。

※見積では、ロンドン、シンガポール、香港より各1名とし、手配については、実際招聘する参加者の発着地により財団と協議すること。

イ) 宿泊の手配

- ・各日1名1室シングル利用朝食付き、同一施設、同一部屋タイプにて手配すること。またインターネット使用料を含めること。
- ・上記以外の費用（電話代、ルームサービス等）は被招聘者負担とする。

上記ア)、イ)の費用については、民間企業の関係機関の協力を求める等、その縮減を図ること。

ウ) 移動手段の手配

- ・運送事業者の選定に当たっては、必要な資格を有し、関係法令を遵守し安全面に配慮した者を手配すること。
- ・日数分の専用車の手配をすること。但し空港送迎車両は原則中型セダン、2日目から3日目の車両は小型バス（補助席を含めない正座席で12人乗り以上）とすること。
- ・行程上必要な有料道路代、駐車代を含めること。
- ・乗務員の食事代、回送費用等の諸経費を含めること。

エ) 食事の手配

- ・食事場所について、収容人数、アレルギー対応の可否等記載すること。
- ・食事、飲料の英語メニューを用意すること。

- ・実際の食事場所・内容は、財団と協議のうえ決定すること。

- ・参加者全てにおいて同一場所・同一内容とすること。

- ・1名あたり料金目安（ドリンク含む、税サ込）：

昼食3,000円、夕食8,000円

- ・食事中に発生するドリンク代は全て含むこと。

オ) その他の手配

- ・インバウンド旅行保険の手配

参加者が自宅を出発してから帰宅まで、下表の補償内容をカバーすること。

項目	傷害死亡	傷害治療	賠償責任	その他
基準補償額	1000万円	1000万円	1億円	提案による

- ・ブリーフィングの会場手配

被招聘者と体験の評価結果等についてブリーフィングを行うに相応しい場所を選定すること。

- ・1名あたり料金目安（税サ込）：2,000円 ※ドリンク等を想定

- ・ミネラルウォーター(500ml)を1日当たり1人1本ずつ配付すること。

- ・ブローシャー（英語）を15部作成すること。

- ・体験するプログラムに通訳が必要な場合、有資格通訳案内士（英語）を手配すること。手配に係る食事代、交通費、施設入場料等の諸経費を含めること。

第6 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

第7 成果品

本委託完了後に、以下の成果品を第8で指定する場所に納入すること。

1 報告書（10ページ程度、日本語、PDF及びワード文書等）

2 報告書概要版（日本語、A3版カラーを想定、図や表を用いて2枚程度に報告書の内容をまとめたもの）

第8 納入場所

財団が別途指定する場所

第9 著作権

1 本委託で開発・作成したすべての成果品の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）は、財団に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行にあたり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用する。

2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。

3 その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

第 10 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密が漏洩することがないよう十分注意すること。

第 11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第 12 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 13 支払い方法

委託料は、成果品納入後に一括で支払うものとする。

第 14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第 15 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議し、その承認を得ること。
- 3 日程、参加人数、タイムスケジュール等手配条件が変更となることがある。その場合、受託者と財団両者協議の上変更する。
- 4 1 社（グループ）1 支店（部署）の提案とする。1 社（グループ）より複数の支

店（部署）より申し込みがあった場合は、財団にて1支店（グループ）のみ指名する。

- 5 この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団 名塚

電話 03-5579-2684

FAX 03-5579-2685